

発行可能株式総数（授権枠） と株式の消却の関係

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 12

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日に公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

現行商法の下では、株式の消却を行うと授権株式数（授権枠）が減少するとされている。

会社法ではこの点が改正されたのであろうか。

会社法の条文だけでは明らかではないが、法務省立案担当官の解説記事によれば、改正されている。

1. 現行商法での問題

現行商法における実務、株式の消却が行われた場合、授権株式数（授権枠）^{（注1）}に関しては、**消却した株式に相当する授権株式数を減少する旨の定款変更がなされたものとみなされている**。つまり、株式の消却を行うと授権株式数が減少するとされている。

この取り扱いについては、変更を求める声もあったところである。

それゆえ、「会社法」の制定につき検討が進められていた平成15年（2003年）10月29日に、法務省が公表した「要綱試案」^{（注2）}や「補足説明」^{（注3）}でも、検討が指摘されていたところである^{（注4）}。

それでは、平成17年（2005年）6月29日に「会社法」^{（注5）}が成立しているが、この点につき、**会社法では改正がされているのであろうか**。ここでは、この点を明らかにする。

（注1）授権株式数（授権枠）に関する現行商法の条文は、現行商法166条1項3号、347条である。そこでは「会社が発行する株式の総数」と記載されている。

（注2）ここでいう「要綱試案」とは、「会社法制の現代化に関する要綱試案」のことである。

（注3）ここでいう「補足説明」とは、「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」のことである。

（注4）この「要綱試案」と「補足説明」は、法務省のホームページで見ることができる。

<http://www.moj.go.jp/PUBLIC/index.html>

(注5) 成立した「会社法」の条文は、法務省のホームページで見ることができる。

<http://www.moj.go.jp/HOUAN/KAISYAHOU/refer04-01.pdf>

2 . 会社法での対応

(1) 関連条文等

授權株式数（授權株）に関する「会社法」の条文として、例えば、以下のものがある。

会社法 113 条 （発行可能株式総数）

- 1 項 株式会社は、定款を変更して発行可能株式総数についての定めを廃止することができない。
- 2 項 定款を変更して発行可能株式総数を減少するときは、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数を下ることができない。
- 3 項 定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合には、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。
- 4 項 新株予約権（第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が第二百八十二条の規定により取得することとなる株式の数は、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式（株式会社が有する自己の株式をいう。以下同じ。）を除く。）の総数を控除して得た数を超えてはならない。

ここでいう「発行可能株式総数」が、いわゆる授權株式数（授權株）である。

(2) 減少せず！

この会社法 113 条をみても、「株式の消却を行うと発行可能株式総数（授權株式数、授權株）が減少する」のか否かが、はっきりしない。また、この点について直接的に記載した条文もみあたらない。

しかしながら、法務省立案担当官による雑誌記事の中に、次のような記述が見つかった。

会社法においては、株式の消却・併合が行われた場合、当然には当該株式会社の発行可能株式総数には影響を与えないものとする整理がされている。

【出所】相澤哲（法務省大臣官房参事官）他著「新会社法の解説(3)『株式（総則・株主名簿・株式の譲渡等）』」（旬刊商事法務 No.1739〔2005.8.5〕の 35～45 ページ〔特に 40 ページ〕）より引用

つまり、「**株式の消却を行っても、当然には、発行可能株式総数（授権株式数、授権枠）が減少しない**」と記載されている。

なお、前記の法務省立案担当官による雑誌記事では、引用した部分に引き続いて、この点に関する、条文の読み方的なことが記載されている。簡単に記載すると次のとおりである。

発行可能株式総数（授権株式数、授権枠）は定款記載事項である（会社法 37 条、98 条、113 条）。

定款変更には、原則として、株主総会が必要である（会社法 466 条）。

例外的に株主総会の決議がなくても定款変更が行われる場合などについては、逐一その旨の明文の規定を設けている（会社法 184 条等）。

しかしながら、株式の消却については、例外であることを示す明文の規定がない。



したがって、会社法では、**株式の消却を行っても、当然には、発行可能株式総数（授権株式数、授権枠）が減少しない**、と解釈することになる。